



県章

山形県公報

令和3年1月15日(金)

号外(3)

目次

選挙管理委員会関係

告示

- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)の期日……………1
- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……………同
- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙運動に関する支出金額の制限額……………2
- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における開票事務と選挙会事務の合同……………同
- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

選挙長告示

- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙長の事務を行う場所……………同

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)を次により行う。

令和3年1月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 選挙の期日 令和3年1月24日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

山形県選挙管理委員会告示第14号

令和3年1月24日執行の山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和3年1月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 選挙長 山形市大手町5番15号
岩城慎二
- 選挙長の職務を代理すべき者 山形市大字松原397番地18
中島博信

山形県選挙管理委員会告示第15号

令和3年1月24日執行の山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年1月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

5,806,400円

山形県選挙管理委員会告示第16号

令和3年1月24日執行の山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）の開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和3年1月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県選挙管理委員会告示第17号

令和3年1月24日執行の山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年1月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁 201会議室
- 2 日 時 令和3年1月15日 午後5時10分

選挙長告示

山形県議会議員山形市選挙区補欠選挙告示第1号

令和3年1月24日執行の山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年1月15日

山形県議会議員補欠選挙山形市選挙区
選挙長 岩城慎二

	令和3年1月15日	令和3年1月16日以降
場 所	村山総合支庁 講堂	村山総合支庁総務企画部総務課事務室
所 在 地	山形市鉄砲町二丁目19番68号	山形市鉄砲町二丁目19番68号